

## 地域母子保健の向上のための要望

— 山梨県の実情をふまえて —

日暮 真 山梨医大

### 1) 乳幼児健診

本県における乳幼児健診の担当は、必ずしも小児科医が当たっているわけではなく、地域により健診制度にバラツキが多い。ある地区では、小頭症の発見が3～4才時になることがある。地域保健婦のつよ要望事項として、健診担当医は小児科医である旨を法的に明文化して欲しい(母子保健法の改正時に)との希望があげられた。

### 2) 新生児訪門

本県の新生児訪門は、地域により開業助産婦(老令の助産婦で、旧式の教育背景をもったものが多い)により実施されている。彼女らの一部は、収入を目的(?)として頻回に訪門し、その指導内容も古いことが少なからずある由である。そのため開業助産婦による新生児訪門は規制されるべきとの意見が、保健婦サイドから上がっている。

### 3) 保健所(県)保健婦と市町村保健婦の問題

従来保健所保健婦の雇用のための予算は、県予算の中に独立して存在してあった。ところが、

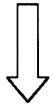
老健法の施行後の県予算では、保健婦雇用のための予算ワクは独立して無く、保健所予算全体のワク内に含まれてしまったために、保健所保健婦の雇用が困難となってきた。一方で、市町村保健婦の雇用が進んでいるため、ますます保健所保健婦の新規採用が難しくなってきた。

そこで、保健所保健婦と市町村保健婦との棲み分けが必要となる。一つの案として健診の一次スクリーニングは市町村保健婦健診の二次スクリーニングは保健所保健婦が担当する。

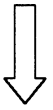
保健所保健婦は保健教育を積極的に担当する。したがって保健所保健婦にはキャリアのある者を付けるといった配慮を要するであろう。

### 4) 愛育班活動について

愛育班活動は、本県においては仲々活発に実施されている。しかし、これからの愛育班組織について望まれることは、従来のごとく母子保健関係に限定した活動のみでなく、地域社会における全般的な保健活動とのドッキングを考えてほしい。



**検索用テキスト** OCR(光学的文字認識)ソフト使用  
論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



- 1)乳幼児健診
- 2)新生児訪門
- 3)保健所(県)保健婦と市町村保健婦の問題
- 4)愛育班活動について